

鳥取県公報

昭和二十七年五月六日 火曜日

第二千三百九号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

(事業の目的及び方針)

第一條 鳥取県養老院(以下「養老院」という。)の事業は、老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助の方全を期するものとする。

(職員の定数、区分及び職務内容)

第二條 養老院の職員の定数及び区分は、次のとおりとする。

院長 一名

主事 若干名

嘱託、雇若干名

鳥取県養老院管理規程をここに公布する。

昭和二十七年五月六日

◇鳥取県規則第二十九号

規則

◇規則 鳥取県養老院管理規程

◇告示

公有水面埋立免許

公有水面埋立追認

普通水利組合の組織変更認可

国民健康保険法に基く条例の制定認可

国民健康保険法に基く条例の一部改正認可

◇教育委員会告示

諏訪幼稚園の廃止認可

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県公報 毎週火曜日発行(休日除く)

第27年五月六日

第2千三百九号

5月6日

(第三種郵便物認可)

2 その他必要に応じ傭人を置くことができる。

3 院長は、知事の指揮監督をうけて院務を掌理する。

4 主事、囑託及び雇は、院長の監督をうけて院務に従事する。

(被收容者)

第三條 養老院に收容するものは、保護の実施機関から收容を委託されたものでなければならない。

(処遇の方法)

第四條 院長は、要保護者の收容又は処遇に当り差別的な取扱いをしてはならない。

第五條 院長は、あらたに入院した者について直ちにその衣類及び所持品を点検し、且つ健康診断を行い、衛生上必要な処置を講ずると共に、養老院の目的方針、日課その他收容中必要な事項を説示するものとする。

第六條 要保護者の收容に当つては性別により、室を区別することを原則とする。但し特別の事情があるときは、この限りではない。

第七條 院長は、在院者に対する医学的、心理学的見地から在院者の心身の状態を勘案し、規律のある快適な生活に親しませ、明るい環境のもとに生活させなければ、この限りではない。

(非常災害等に際しるべき措置)

第十一條 院長は、寒冷期において在院者に湯たんぽ、こたつ等を使用し暖をとらせることができる。

第十二條 院長は、在院者の日常生活に健全な娛樂を取り入れると共に情操思想を涵養せしめるよう努めなければならない。

第十三條 院長は、非常災害その他急迫した事態に際してとるべき措置について、あらかじめ計画を立て、そ

ばならない。

第八條 院長は、常に在院者の栄養に留意し計画的な献立表によつて調理給食しその熱量は、一日一、八〇〇カロリー以上を攝取せしめるよう努めなければならない。

第九條 院長は、在院者に食器を公用せしめるときは、食事毎に食器の煮沸消毒を行わなければならない。

第十條 院長は、在院者の健康の保持と疾病の早期発見のため毎月一回以上健康診断を行い、その結果適当な措置を講ずるとともにその記録を整備しておかなければならぬ。

第十一條 院長は、寒冷期において在院者に湯たんぽ、こたつ等を使用し暖をとらせることができる。

第十二條 院長は、在院者の日常生活に健全な娛樂を取り入れると共に情操思想を涵養せしめるよう努めなければならない。

第十三條 院長は、非常災害その他急迫した事態に際してとるべき措置について、あらかじめ計画を立て、そ

の方法及び実施につき在院者に周知徹底しておかなければならない。

(在院者が守るべき規律)

第十四條 在院者は、保護のために行う院長の指示に従わなければならない。

第十五條 在院者は、常に火気忤意し火災の予防に努めなければならない。

第十六條 在院者は、院長の許可を得ず自室に外來者を宿泊せしめてはならない。

第十七條 在院者は、院長の許可を得ず養老院の備品を

養老院外に持ち出し或は便宜のため養老院の設備を改造又は変更してはならない。

第十九條 在院者は、互譲と親和に努め養老院内の風紀秩序を乱し他に迷惑を及ぼすような行爲をしてはならない。

第十九條 在院者は、院長の定める日課表に従い日課を行うものとする。但し、特別の事情により、日課に従うことのできないものは、院長の許可を得なければならぬ。

第二十條 在院者が、外出又は外泊しようとするときは、外出又は外泊先、帰院時間等を院長に申し出て許可を得なければならない。

2 外出又は外泊先或は途中事故のある場合は、その都度院長に速報しなければならない。

(経理の方法)

第二十一條 会計の方法は、鳥取県会計規則によつて經理する。

(その他の事項)

第二十二條 院長は、在院者が死亡したときは、その遺留金品に明細書~~添付~~して保護の実施機関に引渡さなければならない。

第二十三條 院長は、在院者が院内の秩序を乱し或は保護のために行う指示に従わないとときは、そのものに退院を命ずることができる。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

告 示

鳥取縣告示第二百二十七号

次のように公有水面埋立を免許した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の免許を受けた者

西伯郡外江町二七一七番地

遠 藤 秀 昌

一、埋立免許の区域及び面積

西伯郡外江町字北屋敷灘通一、七一九番地先拾壠坪

一、埋立の目的

宅地造成

鳥取縣告示第二百二十八号

次のように公有水面埋立を追認した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百二十九号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第百九十六号)第九條において準用する同法第五條第三項の規定により、普通水利組合の組織を変更して土地改良区となることについて、次のとおり認可した。

昭和二十年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

普通水利組合の名称 土地改良区の名称 認可年月日
吉崎井手普通水利組 吉崎井手土地改良 昭和二十七年四月二十二日

鳥取縣告示第二百三十号

一、国民健康保険を行う村 認可年月日
江北用水" 江北" " " 氣高郡小鶴河村 昭和二十七年三月三十一日
" 大和村 日野郡日野上村 " " 四月十一日
岩美郡米里村 " " 四月二十二日

鳥取縣告示第二百三十一号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村

認可年月日

東伯郡旭村

昭和二十七年四月一日

鳥取縣告示第二百三十二号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年五月六日

00265

一、埋立の追認を受けた者

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の追認の区域

岩美郡綱代村大字網代一一八の六六番地先

参千六百九平方米

一、埋立的目的

港湾施設地並びに宅地造成

西伯郡外江町二七一七番地

遠 藤 秀 昌

一、埋立免許の区域及び面積

西伯郡外江町字北屋敷灘通一、七一九番地先拾壠坪

一、埋立の目的

宅地造成

鳥取縣告示第二百二十八号

次のように公有水面埋立を追認した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百二十九号

次のように公有水面埋立を追認した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百三十号

由良川幹支流浚渫" 由良川

江北用水" 江北" " "

鳥取縣告示第二百三十一号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

國民健康保険を行う次の村に対し國民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣教育委員會告示第十五号
學校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第六條の規定により智頭町立諏訪幼稚園の廢止を昭和二十六年十二月三十一日認可した。

昭和二十七年五月六日

鳥取縣教育委員會

00266